

奈良県がん患者に対する口腔ケア対策支援事業 委託業務仕様書

1 事業名

平成27年度奈良県がん患者に対する口腔ケア対策支援事業委託業務

2 適用範囲

本仕様書は、奈良県が実施する当該事業に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものです。

3 業務目的

がん治療において、歯科医療従事者が提供する口腔ケアや歯科治療は、がん患者のQOL向上のため重要な支持療法です。また、がん患者の口腔ケアや歯科指示療法・医科歯科連携の必要性や重要性が増していくなか、連携の推進や歯科医療従事者の質の向上を進めることを目的としています。

4 業務内容

3の業務目的を達成するため次の事業を実施するものとします。

- (1) 歯科医療の推進及び医科歯科連携体制を構築する観点から、歯科衛生士を配置又は派遣し、歯科診療のないがん診療病院において、がん患者の口腔管理等を行うこと。
 - ・事業についてチラシやパンフレット等を作成し、周知すること。
 - ・事業評価のため、口腔ケアを実施したがん患者に、意識調査を実施すること。
- (2) 地域の実情に応じて、口腔管理に関わる人材の育成や歯科医師に対するがん治療に関する研修会の実施及び医科歯科連携構築に資する業務を計画的かつ効果的に行うこと。
 - ・歯科医師や歯科衛生士等の医療従事者に多するがん治療に関する研修会を開催すること。

5 応募資格（受託事業者を求める基本条件）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地域の実情に応じ、適切な事業運営ができると認められる社団法人又はNPO法人等であること。
- (3) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 委託者である県と迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な体制を具備していること。

6 業務の実施場所

奈良県全域

7 実施体制

本事業を行うため、業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

8 委託期間

平成27年5月20日から平成28年3月31日

9 委託料

- (1) 3,859,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。なお、当該事業に要した経費の実支出額と上限額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとします。（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。）
- (2) 当該事業は、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。なお、その際には委託料に応じて4の業務内容について、改めて協議することとします。（業務内容を見直さず、当該事業に要した経費の実支出額と委託料の差額を自己負担することも可能です。）
- (3) 当該事業の必要な経費として充てることができる対象経費は、予算の範囲内であって、委託事業の実施に際し直接要する費用（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料・賃借料等）のうち、知事が認めるものとします。

10 実績報告

受託者は、委託事業終了後、速やかに事業実施状況を県に提出しなければなりません。

11 経理処理

経理処理に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 当該事業に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにすること。
- (2) 経理に当たっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣又は奈良県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

12 その他留意事項

- (1) 業務の遂行について、奈良県の求めにより、随時報告をしてください。
- (2) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む）を他に漏らしてはなりません。
- (3) その他、本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、担当部局と協議の上決定することとします。
- (4) 受託者は、当該事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、知事が必要かつ適当と認めた場合は、この限りではありません。